

令和5年度リサイクルアドバイザー派遣事業実施要綱

(目 的)

第1条 リサイクルアドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第18条の規定に基づき、道内の中小企業、地域又は団体が主催する産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに関する啓発講座等において、技術的、専門的な助言又は講演等を行うアドバイザーを派遣し、その取組を支援することにより、道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すことを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出抑制 産業廃棄物の排出抑制に資する行為をいう。
- (3) 減量化 産業廃棄物の減量化に資する行為をいう。
- (4) リサイクル 産業廃棄物のうち有用なものの再資源化又は製品化に資する行為をいう。

(アドバイザーの委嘱)

第3条 アドバイザーは、産業廃棄物のリサイクル等について専門的知識又は技術を有し、中小企業が抱える課題に対する適切な助言及び道民に対し広くリサイクル等に関する普及啓発を行う能力を有する者であって、本事業の実施において適当と認められる者の中から知事が委嘱する。

(アドバイザーの任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱を行った年度末までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(派遣申請)

第5条 アドバイザーの派遣を申請する者（以下「派遣申請者」という。）は、リサイクルアドバイザー派遣申請書（別記第1号様式）を道に提出するものとする。

2 派遣申請の受付期間は、別途定める。

(派遣対象等)

第6条 派遣対象、派遣申請者、業務内容、派遣日数及び費用負担は別表1に定める。

(派遣決定)

第7条 道は、個々の派遣申請についてアドバイザー及び派遣申請者と連絡調整のうえ、アドバイザーの派遣を決定し、両者に対して派遣決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

2 派遣は、原則として、1つの派遣申請に対して1人のアドバイザーとする。

(派遣申請者負担費用)

第8条 派遣申請者は、別表1に定める事業区分に従い、アドバイザーの派遣に係る経費の一部を負担するものとする。

- 2 派遣申請者は、前項の規定に基づき、別に指定する日までに負担すべき経費のアドバイザーへの支払を完了し、支払完了後、速やかに派遣申請者負担費用支払報告書(別記第3号様式)を道に提出しなければならない。

(派遣状況等の報告)

第9条 アドバイザーの派遣を受けた事業者(以下「派遣先事業者」という。)は、派遣の終了後、別に指定する日までに派遣状況報告書(別記第4号様式)を道に提出しなければならない。

(道負担費用の支払)

第10条 道は、前条の派遣状況報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査並びに必要な応じて行う派遣先事業者及び派遣したアドバイザーからのヒアリングにより、当該派遣が派遣決定の内容に適合したものであるかを調査し、適合すると認めたときは、別表1に基づいて、当該派遣に係る道負担費用を派遣したアドバイザーに支払うものとする。

- 2 前項の支払にあたっては、道負担費用支払額通知書(別記第5号様式)により派遣したアドバイザーに通知するものとする。

(秘密の保持)

第11条 アドバイザーは、派遣により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(その他)

第12条 本事業の実施にあたり必要な事務は、別に環境生活部環境保全局循環型社会推進課において処理する。

- 2 本要綱の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

別表 1

事業区分	派遣対象	派遣申請者	業 務 内 容	派遣日数 ^{※1}	派遣 1 日あたりの対応時間	費用負担			
						謝 金		旅 費	
						申請者負担	道負担	申請者負担	道負担
事業所派遣	①道内に事務所を置く中小企業者 ^{※2} ②その他道が必要と認められた者	リサイクルアドバイザーの派遣先となる事業所に係る事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■シーズとニーズのマッチング支援 ○大学・試験研究機関・支援機関との連携に関する助言 ○技術パートナー（企業等）に関する助言 など ■研究開発支援（技術開発・製品開発、生産・加工技術の向上、生産工程の改善） ○産業廃棄物の再資源化や有効利用のための技術的な助言 ○リサイクル製品等の生産・加工技術の向上、デザイン・設計技術に関する助言 ○産業廃棄物の再資源化や有効利用を進める上で必要な環境保全技術に関する助言 など ■事業化支援 ○リサイクル製品等の販売計画・市場調査等事業の具体化に関する助言 ○環境法令等に関する情報提供、助言 など 	10日以内	3時間程度	1日あたり 10,000円	1日あたり 20,000円	なし	道の規定 ^{※3} による額の全額
講師派遣 ①	道内に事務所を置く中小企業者の関係者を主な受講者とするセミナー等で、道内で開催するもの	リサイクルアドバイザーの派遣先となるセミナー等の主催者	セミナー等において、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルの促進に資するテーマや内容で講演等を行う。	1日	2時間程度	1時間あたり 3,334円	1時間あたり 6,666円	なし	道の規定による額の全額
講師派遣 ②	団体や市町村等が主催する学習会等で道内で開催するもの	リサイクルアドバイザーの派遣先となる学習会等の主催者	学習会等において、リサイクルに関する一般的な内容について広く普及を行う。	1日	2時間程度	なし	1時間あたり 10,000円	なし	道の規定による額の全額

※1 派遣日数は実働日数であり、移動に要する日数はこれに含まれない。なお、オンライン派遣時には移動に要する旅費は支給しない。

※2 中小企業者とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）及び中小企業等経営強化法施行令（平成11年政令第201号）の規定に基づく「中小企業者」であり、具体的には次の条件を満たす事業者をいう。

業 種	資本金・出資金又は常用従業員数の条件
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
旅館業	5千万円以下又は200人以下
小売業	5千万円以下又は50人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合	

※3 道の規定とは、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）、北海道職員等の旅費支給規則（昭和28年北海道人事委員会規則第7号の6）及び北海道職員旅費支給規程（昭和28年北海道訓令第40号）を指す。